

令和7年4月●日

(宮城県国会議員) 様

全国社会福祉法人経営者協議会
会長 磯 彰 格



宮城県社会福祉法人経営者協議会
会長 庄子 清典

地域の福祉を守り抜くための 福祉従事者の賃上げにかかる緊急要望

私たち社会福祉法人が、地域の福祉を守り抜くうえで、人材確保に必要な全産業と遜色ない水準までの賃金改善が喫緊の課題です。

これまで、講じていただいた累次の処遇改善施策を活用し職員の処遇改善に努めてまいりましたが、政府をあげての賃上げには追い付いておらず、令和6年の全産業平均との賃金差は依然として顕在、むしろ拡大しています。

	介護職員と 全産業の賃金差		障害福祉職員と 全産業の賃金差		保育士と 全産業の賃金差
令和5年	月額6.9万円	1.4万円 拡大	月額6.5万円	1.3万円 拡大	月額3.1万円(推計)
令和6年	月額8.3万円		月額7.8万円		月額1.2万円 〔推計〕

また、物価高騰、インフレ下においては食費や光熱費などの経費も上昇し、社会福祉法人の経営状況がひっ迫するなか、経営努力のみでの対応はすでに限界であり、政府の持続的な賃金改善施策と物価高騰対策について、次期報酬改定を待たず、早急な対応をお願いいたします。

提言・要望

すべての福祉従事者の賃金改善のための公的価格の拡充

- (1) 全産業と遜色ない水準までの早急な処遇改善、
臨時改定（基本報酬、食費等の基準費用額等の引上げ）
- (2) 全産業の賃上げ、物価指数に連動する仕組みの導入
（賃金スライド制・物価スライド制）
- (3) 介護、障害福祉、子育て支援等の制度間で異なる
処遇改善の仕組み・運用の一元化、対象職種等と
法人裁量のさらなる拡大